

○農林水産省令第二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「及び第五十」を
「、第五十及び第五十七」に改め、同表の付表に
次のように加える。

五十七 パキスタンから発送され、他の地域を
經由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨ
ウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産
大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。